**介護支援専門員法定研修を**

**受講するためのグランドルール**

以下の内容を必ず確認いただき、介護支援専門員研修受講における基本ルールをご理解ください。

**以下の項目を確認し、□にチェックをしてください。**

**□時間厳守**

法定研修は、国のガイドライン等で時間数が厳格に決められています。ゆえに、受講時間が不足すると研修を修了できません。やむを得ない理由がある場合以外は、時間厳守をしてください。受講中の緊急電話や体調不良は、必ず講師もしくは事務局へご相談ください。

やむを得ない理由とは、以下の2点となります。受講者自身の都合に起因する理由は当てはまりませんのでご注意ください。

①公共交通機関の遅延による遅刻：研修開始30分未満のみ有効

②災害：災害時は研修自体を中止する場合や開始順延する場合があります。

**□受講日程の変更は、原則できません**

受講決定通知に記載の受講日程は、原則変更はできません。

受講日程の変更が認められる場合とは、冠婚葬祭のみとなります。ただし、感染症の伝播の可能性があると医師が判断した場合は、その医師の指示内容を確認の上受講日変更を行います。

**□受講時のルール（基本事項）**

　①持参物は必ず持参してください。持参物がない場合は受講できません。

　②忘れ物（持参物及び個人的所有物含む）は、発見日より3ヶ月間は実施団体で保管します。ただし、発見から3ヶ月間経過後、所有者不在の場合は処分します。

③研修手法の理解

　主体的に下記のとおりワークに参加してください。

　１）個人ワーク：ご自身と向き合ってください。

　２）グループワーク：グループの全員で検討し、理解を深めます。

④他の受講者や研修実施団体に迷惑行為をかける場合、もしくは研修受講態度が修得目標にそぐわないと講師が判断した場合で、注意の上改善できない場合は退席いただきます。退席した場合は、その日の研修を受講していないものとします。

【裏面へ】

**□受講時のルール（新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策）**

①研修当日は自宅等で必ず検温を行い参加してください。

②体温が37.5度以上の場合や咳などの風邪症状がある場合は、受講を控えてください。

③研修受講時は、マスクを着用してください。

④研修会場入口においても検温を行います。体温が37.5度以上の場合は、お帰り頂く場合があります。

⑤研修会場入口にて消毒液を設置しておりますので、必ず手指の消毒をお願いします。

⑥新型コロナウイルス感染症等に罹患した又はその疑いがある場合は、研修実施団体にご相談ください。

⑦会場内での食事はできません。飲み物のみ取ることができます。

**□事例、報告書等提出の厳守**

介護支援専門員の法定研修はすべて事例、報告書等提出が必須となっています。期限までに事例、報告書等の提出がない場合、研修受講はできません。

事例の提出日（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 研修名称 | 事例の提出日（予定） |
| 実務研修 | 研修10日目（持参） |
| 更新研修　実務未経験者向け研修 | 研修６日目（持参） |
| 更新研修　専門研修課程Ⅰ | 研修３日目（持参） |
| 更新研修　専門研修課程Ⅱ | 研修２日目（持参） |
| 主任研修 | 研修５日目（持参） |
| 主任更新研修 | 研修初日の１週間前までに郵送 |